

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部・医務課

法令名	佐賀県看護師等修学資金貸与条例			法令番号	昭和 38 年佐賀県条例第 13 号				
手続名	修学資金の返還猶予（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士）			根拠条項	第 8 条				
審査基準	<p>1 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還を猶予する。</p> <p>（1）修学資金の貸与を廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。</p> <p>（2）養成施設を卒業した後、さらに他の養成施設に在学しているとき。</p> <p>2 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができる。</p> <p>（1）養成施設を卒業した後、県内において看護職員等の業務に従事しているとき。</p> <p>（2）災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。</p>								
	受付機関	医務課	処理機関	医務課	交付機関	医務課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日		